

●●リスク管理の状況

1 リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

◇信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

◇市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

◇流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

◇オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して、理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

2 法令等遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また、最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透過性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

3 金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置の内容〕

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0885-35-7780（午前9時～午後5時 金融機関の休業日を除く））

〔紛争解決措置の内容〕

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

愛媛県弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

民間総合調停センター〈大阪府〉

岡山弁護士会岡山仲裁センター

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、兵庫県弁護士会、愛媛県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、①の窓口にお問い合わせ下さい。

4 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所すべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ち

に理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力への対応に関する基本方針

東とくしま農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会勢力等との取引排除の重要性を認識し、摘要となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた体制を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

- 1 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

- 2 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 3 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

6 個人情報保護方針

東とくしま農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する。生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報といい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利

用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務随行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

7 情報セキュリティ基本方針

東とくしま農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

8 金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくように努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問、電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

9 利益相反管理方針の概要

当JA東とくしま（以下、「当JA」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反する恐れのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまの取引であってお客さまの利益を不当に害する恐れのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当JAの間の利益が相反する類型

- (2) 当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括する為の利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周辺徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

10 金融円滑化にかかる基本方針

当 J A 東とくしま（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

1. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努力し、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

11 当JAご利用の皆さまへのご案内

JA東とくしまでは、組合員・地域住民の皆さまにご満足いただけますよう常日頃より心がけておりますが、当JAの業務活動等についてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し付けください。

東とくしま農業協同組合 管理部

〒773-0017 徳島県小松島市立江町大田ノ浦 11 番地の 14

Tel 0885-35-7780 Fax 0885-35-7790

E-mail info@ja-higashitks.or.jp

●●自己資本の状況

1 当JAご利用の皆さまへのご案内

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者等の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、13.15%となりました。

自己資本比率とは…

自己資本比率とは、「資産（リスクアセット）」に対する「自己資本」の割合で、金融機関の体力や安全性を示す客観的な指標として用いられています。この比率が高ければ高いほど健全で安全な経営がなされていると判断できます。

自己資本比率の基準値は、国際業務を行う金融機関は8%（国際統一基準）、国内業務のみを行う金融機関は4%（国内基準）となっています。また、JAバンクシステムでは経営悪化や破綻を未然に防止するため自主基準を設けており、国内基準よりも厳しい8%（国際業務を行う金融機関と同様）としています。

2 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◇普通出資による資本調達額 1,751百万円（前年度1,710百万円）

○ 普通出資金による資本調達額

項目	内容
発行主体	東とくしま農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る 基礎項目に算出した額	1,751百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、増資運動に取り組んでおり、令和4年度末の出資金額は、1,751百万円となっています。

●● 主な事業の内容

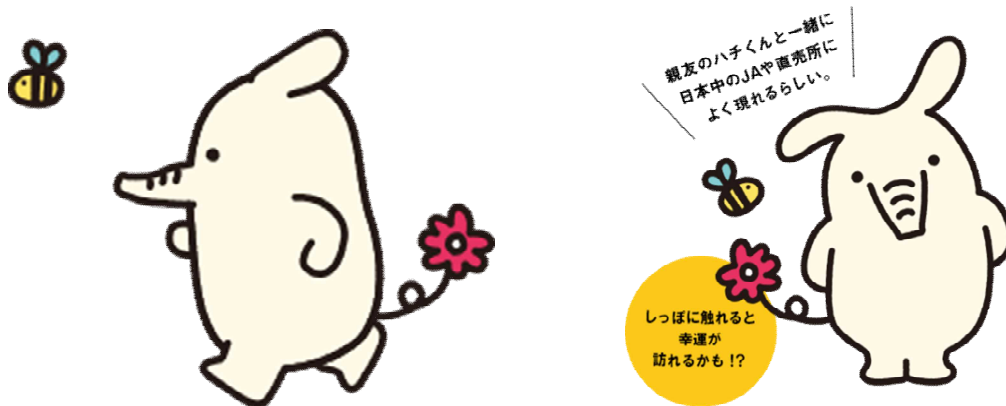
1 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。



貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。



貯金商品一覧表

(令和5年4月1日現在)

種類	内容	期間	お預入れ金額
当座貯金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	自由	1円以上
普通貯金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。(決済用貯金の取り扱いもいたしております。)		
通知貯金	まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、2日以上前にお知らせください。	7日以上	50,000円以上
スーパー定期貯金	最長5年までニーズにあった期間でお預入れできる定期貯金です。	1か月以上 5年以内 (期日指定方式もごございます)	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した商品です。		1,000万円以上
定期積金	目標を定めて無理のない資産の積立を行っていただくことができます。	6か月以上 10年以内	1,000円以上 (1回あたり)
積立式定期貯金	毎月のお積立で、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	1か月以上	1円以上 (1回あたり)

融資商品一覧表

主なローンの種類

(令和5年4月1日現在)

種類	資金用途	融資金額	融資期間	担保・保証
フリーローン	生活に必要な一切の資金および事業性資金(負債整理は除く。)	500万円以内	6か月以上 10年以内	三菱UFJニコス株式会社の保証が必要となります。
多目的ローン	資金用途が確認できる生活に必要な資金(負債整理は除く。)	500万円以内	6か月以上 10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
		1,000万円以内	6か月以上 10年以内	三菱UFJニコス株式会社の保証が必要となります。
マイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯費用	1,000万円以内	6か月以上 10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
教育ローン	入学時および就学時に必要な資金	1,000万円以内	6か月以上 15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。

種 類	資金使途	融資金額	融資期間	担保・保証
住宅ローン	住宅の新築、購入（マンション、中古住宅を含む。）、住宅用の土地購入および借換	1億円以内	3年以上 40年以内	融資対象の住宅・敷地等の担保設定のほか、徳島県農業信用基金協会等の保証と、団体信用生命共済への加入が必要となります。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修・付帯設備資金	1,500万円以内	6か月以上 15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
カードローン	生活に必要な一切の資金	500万円以内	1年毎の更新	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。

農業関連資金

(令和5年4月1日現在)

		資金名	資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農 業 関 連 資 金	J A プ ロ パ ー 資 金	アグリマイティー資金	運転資金、設備資金等農業者および農業団体のあらゆる農業資金にご利用いただけます。	対象に応じて最長25 (3)年以内	事業費の範囲内
		J A農機ハウスローン	農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金	1年以上～最長10年 以内	1,800万円以内
		J A営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円以内
		J A大型営農 ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円超 1,000万円以内
		J A交付金等つなぎ資金	国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金受領までのつなぎ資金	1年以内	支払われる交付金等相当額のうち、J A口座に入金される金額の範囲内

	資金名	資金用途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業近代化資金	(1号資金) 構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧（認定農業者のみ）又は取得に要する資金	農機具等のみ ①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内 畜舎・果樹棚等を含む ①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	事業費の80% (認定農業者100% (ただし、7号資金の①及び②は除く。))と次の額のいずれか低い額 個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人等 20,000万円
	(2号資金) 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 (認定農業者以外は制限)	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(7)年以内 ③その他 15(7)年以内	事業費の80% (認定農業者100% (ただし、7号資金の①及び②は除く。))と次の額のいずれか低い額
	(3号資金) 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内	個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人等 20,000万円
	(4号資金) 小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧（認定農業者のみ）に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 18(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人等 20,000万円
	(5号資金) 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
	(6号資金) 農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金	①農協等 20(3)年以内 ※個人は対象外	
	(7号資金) 大臣特認			
	①農村給排水施設資金	農村における給排水施設の	①認定農業者	

		資金名	資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額	
農業 近代化 資金	農業 近代化 資金		改良、造成又は取得に要する資金	15 (7) 年以内 ②認定新規就農者 17 (5) 年以内 ③その他 15 (3) 年以内		
		②特定農家住宅資金	農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の家族農業経営体の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの	①認定農業者 15 (7) 年以内 ②認定新規就農者 17 (5) 年以内 ③その他 15 (3) 年以内		
		③内水面養殖施設資金	水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得資金	①認定農業者 15 (7) 年以内 ②認定新規就農者 17 (5) 年以内 ③その他 15 (3) 年以内		
農業 関連 資金	県 単 制 度 資 金	農業近代化資金の借受者のうち、一定要件に該当する方	①徳島県農業担い手育成資金 ②青年農業士等経営支援資金	農業近代化資金(1~4号資金)と同じ。 ただし、18歳以上41歳未満で一定要件に該当する方に限ります。	農業近代化資金の各資金に同じ。	1,800万円以内
		に対し、上乗せ利子補給を行う資金		農業近代化資金(1~4号資金)と同じ。 県知事の認定する「青年農業士」又は「指導農業士」の方に限ります。	農業近代化資金の各資金に同じ	事業費の80% (認定農業者は100%) と1,000万円のいずれか低い額
		天災資金		「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。	被害損失割合により異なります。	一般農業者は損失額の45%又は200万円 (法人2,000万円)のいずれか低い額(※1)

(※1)

〔 損失額の45%又は200万円(法人2,000万円)のいずれか低い額
(果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の55%又は500万円
(法人2,500万円)のいずれか低い額) 〕

受託資金

		資金名	資金用途	期間（ ）内は 据置期間	貸出金額
受託資金	日本政策金融公庫	農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取り組みを応援する無利子の資金です。	12（3）年以内	個人 5,000 万円以内 法人 15,000 万円以内
		農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。	25（10）年以内	個人 30,000 万円以内 法人 100,000 万円以内
		経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資を支援する資金です。	25（3）年以内	個人 15,000 万円以内 法人 50,000 万円以内 （負担額の 80%以内）
		農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。	15（3）年以内	一般 600 万円以内 特認 年間経営費等の 6/12 以内 （※1）
		農業基盤整備資金	用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など、生産基盤を整備するための資金です。	25（10）年以内	地元負担額
		青年等就農資金	新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利子の資金です。	17（5）年以内	3,700 万円以内
		日本政策金融公庫 国の教育ローン	高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金です。	18 年以内※ ※在学期間中は元金据置、利息のみの支払可能	学生・生徒お一人につき 350 万円以内

（※1）

新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
貸出金額 一般：1,200 万円以内、特認：年間経営費等の 12/12 以内
貸出金額（一般、特認）の引上げ措置は、令和 5 年 9 月 30 日までに貸付
決定した案件のみ適用となります。

為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

国債窓口販売業務

国債は国が発行する最も安全性の高い債券で、償還日まで保有すれば元本と利息が保証されます。現在、当組合では「個人向け国債」を取り扱っています。本商品の取扱いにより今後とも組合員の皆さまの資産形成、資産運用ニーズにお応えしていきます。

期 間	個人向け国債		
	3 年	5 年	1 0 年
ご購入単位	1 万円以上 1 万円単位		
お払込金額	額面金額		
非課税の特典	障がい者の方などは特別マル優が適用されます		
利子のお支払	年 2 回、ご指定の口座にお振込いたします		
中途換金	1 年経過すれば直近 2 回分の利子相当額支払うことで換金可能		

サービス・その他

全国統一の信用オンラインシステムである J A S T E M システムを利用して、J A キャッシュサービス、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス等を取り扱っています。

ほかにも、国債窓販業務を通じ、お客さまの安定的な資産形成をサポートするために、資産運用の状況、お取引経験・目的等を把握し、ニーズに合致した金融商品のご提案を行っています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

各種手数料等一覧表

項 目			同一店舗	本・支所間	系統金融機関	他金融機関	
送金手数料			無料	440円	440円	660円	
振込手数料	電信扱い	窓口ご利用	3万円未満	—	—	県内 220円	550円
			3万円以上	—	—	県内 440円	770円
		ATMご利用	3万円未満	—	—	県内 110円	330円
			3万円以上	—	—	県内 330円	440円
	文書扱い	3万円未満	—	—	県内 220円	440円	
			—	—	県外		
		3万円以上	—	—	県内 440円	660円	
			—	—	県外		
	個人向けJAネットバンク利用	3万円未満	無料	無料	110円	275円	
			3万円以上	無料	無料	220円	385円
法人向けJAネットバンク利用		3万円未満	無料	無料	110円	440円	
		3万円以上	無料	無料	330円	660円	
代金取立	徳島手形交換所取り扱いの手形・小切手等		無料	無料	440円	660円	
	至急扱い		—	—	440円	880円	
	普通扱い		—	—	440円	880円	
個人向けJAネットバンク利用手数料			—				
法人向けJAネットバンク月額利用料			基本サービス(照会・振込サービス)			1,100円	
			基本サービス+伝送サービス			3,300円	
その他手数料	窓口両替	紙幣・硬貨の合計枚数	1~100枚		無料		
			101~300枚		110円		
			301~500枚		220円		
			501~1,000枚		330円		
			1,001枚~		100枚ごとに55円加算		
	(ただし、①同一金種の新券への交換、②汚染した紙幣・硬貨の交換、③記念硬貨の交換、④1円・5円の交換は無料)						
送金・振込の組戻料			1通につき		660円		

項 目	同一店舗	本・支所間	系統金融機関	他金融機関
不渡手形返却料	1 通につき		660 円	
取立手形組戻料	1 通につき		660 円	
取立手形店頭呈示料 (ただし、660 円を超える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。)			1 通につき	660 円
小切手帳の発行	1 冊(50 枚)につき		440 円	
手形帳の発行	1 冊(25 枚)につき		550 円	
自己宛小切手の発行	1 枚につき		550 円	
通帳・証書の再発行	1 件につき		550 円	
I C キャッシュカードの再発行	1 件につき		550 円	
各種証明書の発行	1 件につき		220 円	
国債口座管理 (保護預かり)	月額 1 口座につき		無料	
個人情報開示等事務手数料	1 回につき		1,100 円	
未利用口座管理手数料	1 口座につき		1,320 円	
固定変動金利選択型住宅ローン切替手数料	1 件につき		無料	
住宅ローン繰上返済手数料 (一部)	1 件につき		5,500 円	
住宅ローン繰上返済手数料 (全部) 返済金額 1,000 万円未満	1 件につき		11,000 円	
住宅ローン繰上返済手数料 (全部) 返済金額 1,000 万円以上	1 件につき		返済金額の 1.5%	
J A ネットバンクによる住宅ローン繰上返済手数料 (一部)	1 件につき		5,500 円	
J A ネットバンクによるバンクローン (住宅除く) 繰上返済手数料 (一部)	1 件につき		無料	

※注：上記金額には、消費税等が含まれています。

A T M 手数料 (消費税込み)

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

J A バンク A T M (徳島県内・全国) で J A バンク徳島キャッシュカードをご利用の場合

時間帯	8:00	21:00
平日・土日・祝日	無料	

(注) 店舗・A T M によりご利用いただける時間帯が異なる場合がございます。

コンビニ (セブン銀行・ローソン銀行・イーネット) A T M で J A バンク徳島キャッシュカードをご利用の場合

時間帯	8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00
平 日	220円			110円		220円
土 曜 日	220円		110円		220円	
日 曜 日 ・ 祝 日	220円					

J F マリンバンク A T M (徳島県内・全国) で J A バンク徳島キャッシュカードをご利用 (お引き出

し)の場合

時間帯	8:00	21:00
平日・土日・祝日	無料	

ゆうちょ銀行ATMでJAバンク徳島キャッシュカードをご利用の場合

時間帯	8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00
平日	220円	110円			220円	
土曜日	220円	110円	220円			
日曜日・祝日	220円					

三菱UFJ銀行ATMでJAバンク徳島キャッシュカードをご利用（お引出し）の場合

時間帯	8:00	8:45	18:00	21:00
平日	110円	無料		110円
土日・祝日	110円			

2 共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っております。

JA共済商品一覧

(令和4年4月1日現在)

(1)長期共済（共済期間が5年以上の契約）	
①終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
②生存給付特則付一時払終身共済 (平成28.10)	ご加入しやすく、生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保証プランです。
③予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約6年目以降、その時の経済状況に合わせて予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
④養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
⑤こども共済	お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
⑥医療共済	日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
⑦がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。全てのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。(80歳満了タイプもあります。)

(1)長期共済（共済期間が5年以上の契約）	
⑧介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に一生涯備えられるプランです。
⑨認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症（MCI）まで幅広く保証します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートします。
⑩生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
⑪特定重度疾病共済	三大疾病に加え生活習慣病により所定の状態に該当した場合に一時金で保障するプランです。
⑫建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の商品以外に、引受緩和型終身共済、定期生命共済、引受緩和型定期医療共済等も取り扱っております。

(2)短期共済（共済期間が5年未満の契約）	
①自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
②自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護を保障します。
③農業者賠償責任共済	「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業事業に関するさまざまな賠償リスクを幅広く保証します。
④傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

上記の保証以外に、火災共済等も取扱っております。

“しあわせの輪”	
<p>平成4年度末の長期共済の全国加入件数は約3,131万件、その契約高は、約224兆3,355億円と“しあわせの輪”は全国に広がっています。徳島県でも契約件数は約21万件、契約高は、約2兆294億円となっています。</p> <p>また、短期共済新契約共済掛金は全国で約3,606億円、徳島県で約33億円と契約者の安心と信頼に応えています。</p>	
○支払共済掛金	
<p>令和4年度に本県で支払われた共済金の合計は約243億円となっており、組合員・利用者の経済的損失の補填と各種必要資金に大きく貢献しております。</p>	
○総資産	
<p>J A共済連の資産の合計は令和4年度末で57兆6,870億円(前年度58兆1,926億円)となっており、この豊かな資金は、契約者、農業、地域社会に還元され役立てられています。</p>	
○地域貢献活動実施内容	
①	書道・交通安全ポスターコンクールの開催 小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。
②	交通事故対策活動

交通事故未然防止を目的に、小学校新1年生に向けた交通安全傘の寄贈、「交通事故相談」を行っています。

③ 健康管理活動

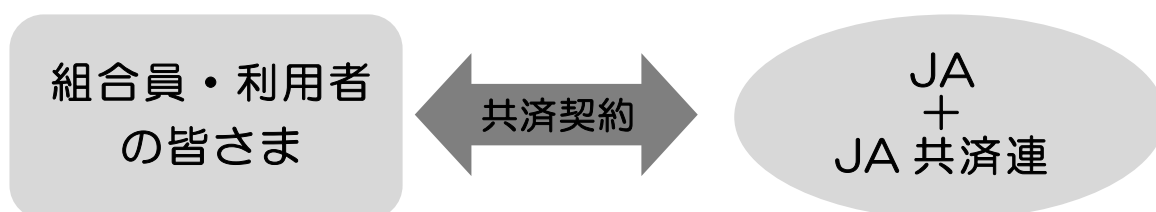
女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

④ 母子手帳ケースの寄贈

子育て支援の一環として、徳島県内の自治体に母子手帳ケースを寄贈し、自治体より母子手帳交付時に配布いただいています。

◇組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



J A : J A共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

J A 共 済 連 : J Aと一体となって、J A共済事業を運営しています。

J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。



3 指導事業

【営農指導】

農産物の生産から流通までを総合的かつ専門的に指導、援助し、組合員のみなさまの健全な農家経営を支援しています。

認定農業者や新規就農者の育成支援など地域農業の活性化を目的とした取り組みを行っています。高齢化の進む中山間地を中心にアグリサポート（人材派遣）事業や人農地プランと連動した農地利用集積の支援、リースハウスを活用した農業経営の中核者育成、多品目周年供給型農業の経営モデルの育成や栄養価の高い付加価値のついた野菜栽培の推進など、販売事業や産直事業と連動した取り組みを積極的に行っています。

【生活指導】

地域で活躍される女性やセカンドライフを満喫されている男性などを中心に、JA健康寿命100歳プロジェクトに取り組んでいます。

「人・モノ・コト作り」の3本柱のもと、未来の地域6次産業化をコーディネートすることを目的としたアグリカルチャーセンターのキッチンスタジオを活用した各種料理教室の開催やウォーキング大会の実施の他、地産地消の農産物を使った郷土料理や地域文化の伝承など、健康で文化的な生活を送るための取り組みを行っています。

また次世代を担う子どもたちには食と農と自然の大切さを活動を通じて学習する体験型アグリキッズスクールを開催し、毎年多くの方に参加いただいています。

4 購買事業

購買事業は生産資材事業と生活資材事業に分類することができます。

生産資材事業では営農指導事業と連携し、農業生産に必要な生産資材を組合員のみなさまに有利に供給しています。肥料、農薬、園芸資材、飼料、自動車、農業機械などを取り扱っています。

生活購買事業では組合員のみなさまのニーズにお応えできるよう日常生活に必要な商品を取り扱っています。農舎、住宅、電気製品、生鮮食品などを取り扱っています。

平成23年4月にはLPガスや石油などの燃料事業を子会社化、また平成27年5月には購買事業を集約し農業資材の専門店「JAグリーン中央店・勝浦店」と「物流センター」をオープンするとともに農家の庭先へ出向く経済渉外体制を強化しました。肥料や農薬などの資材を直接自宅や圃場まで配送するなどより一層のサービス向上に努めています。

5 販売事業

販売事業は営農指導と密接な関係にある事業で、青果事業、農産事業、畜産事業に分類することができます。

青果事業では組合員が「安全・新鮮・高品質」を心がけ生産した青果物（野菜・果実・花卉など）の取り扱いをしており、消費者に安心・信頼していただけるよう「定時・定量・定質」を合言葉とし、共販体制の向上に取り組んでいます。

農産事業では組合員のみなさまが丹精込めて作られた米麦等の集荷・販売を行っています。米麦の生産は国や県などの農政とも密接な関係にあり、平成7年11月1日施行の新食糧法のもと、JAは第一種登録出荷取扱業者としての業務を担っています。

県内有数の稲作地帯であるJA東とくしまでは米に関する事業として平成21年より大型の米粉製粉機を備えた拠点施設「こめっ娘工房」を活用し米粉の普及拡大取り組んでいます。また平成27年からはJA独自による米の全量買取販売にも取り組んでいます。その後も胚芽白米「あいさい黄金米（こがねまい）」や純米吟醸酒「あいさい黄金酒（こがねしゅ）」などJAのオリジナル商品を製造販売するなど米の消費拡大に努めています。

畜産事業では、組合員が生産した肉牛・肉豚等を全畜連および食肉卸業者で処理・加工し、量販店等に販売しています。JAでは畜種別に飼養プログラムを作成し、消費者に安全で新鮮な畜産物をお届けするため、組合員のみなさまと共に研究を重ねています。

6 産直事業

管内に大型の産直市を3店舗展開しています。小松島立江町にある「みはらしの丘あいさい広場」、勝浦郡勝浦町にある「よってネ市」、阿南市那賀川町にある「とれとれ市公方」の各店舗では地産地消の基本を大切に「顔の見える農畜水産物」「物語のある加工品」をコンセプトとし、組合員のみなさまより出荷された安全・安心・新鮮な商品を豊富に取り揃えています。JAが運営する専門店として産直らしさを全面に押し出した販売スタイルは、スーパーとの圧倒的な違いをつくりだし、県内外の多くのリピーターから評価をいただいています。

またファーマーズマーケット以外に飲食施設や体験農園も併設した「みはらしの丘あいさい広場」は地域活性化の拠点として、パブリックスペースを活用した生産者と消費者の交流促進やエシカル消費の推進、SDGsへの取り組みの実践など、食と農の複合施設の強みを活かした事業展開を行っています。